

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 432

2023年(令和5年)2月25日発行

■発行所 自由同和大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会 令和4年度幹部研修大会・定期要請行動

令和5年2月3日(金)大阪キャッスルホテルに於いて、「自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会令和4年度研修大会」が開催されました。

その後、近畿各局に対する定期要請行動を各理事分担して行いました。
大阪府本部畑中会長並びに中村副会長は、大阪法務局訪問し要望書を提出しました。



2023(令和5)年度同和問題の 早期完全解決にむけた要望書協議

令和5年1月24日(火)午後2時より大阪府咲洲庁舎44階大会議室において、令和5年度大阪府同和問題に係る関連部局との協議が3年ぶりに開催されました。
畑中会長の挨拶、大阪府を代表して三ツ石人権局長の挨拶の後、各関連部局より順次回答がありました。

その後質疑に移り「人権局では、法務局等に削除依頼するにあたっては、法務省発出の依頼通知などを参考に、言論の自由を配慮して削除依頼を行っているとのことだが、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が絶えない状況に於いて、令和3年度に削除依頼した件数に対して、要請に応じた件数を答えてください」「コロナ禍以降倒産が増えています。まだ倒産準備が多控えていると思われ、中小零細企業にとって最低賃金上昇による人件費の負担、零細企業においては売り上げ減少やインボイス制度による減収等、さらにコロナ融資の返済が始まるという事で苦境に立たされている状態が続いております。大阪府として良い対策は講じられるのでしょうか。」「学校の差別事象の件数が私学は0件となっていますが府立学校では同和問題解決のための取り組みの推進を図っているという事ですが、私学のことは見えてこないのですが、同和問題解決のために義務教育の間に同和問題とはどのようなものかという事を理解するのが重要であるが、私学ではどのように取り組まれていますか。」「など活発な意見がされ、時間的制約もあり後日回答になる質問もありました。

今後、積極的に同和問題の完全解決並びに、あらゆる人権問題の解決のため施策が実施されるよう要望し、あらゆる差別撤廃に向け努力することを確認し終了しました。

吉村洋文知事の決意表明

皆様には、日頃から大阪府政の各般にわたり、格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、貴本部におかれては、同和問題はもとより様々な人権問題の解決に向け、積極的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。

大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策に取り組むとともに、平成20(2008)年の大阪府同和問題解決推進審議会提言や平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」の趣旨等を踏まえ、府民の信頼と理解をいただきながら、同和問題の解決に向け、取り組みを進めているところです。

また、国際都市としてふさわしい人権をめぐり環境の整備を図るため、令和元(2019)年10月、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正するとともに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定しました。

さらに昨年度は、新たな人権課題や個別の人権に係る法律や条例の施行を踏まえ、「大阪府人権施策推進基本方針」を変更し、性的指向、性自認の課題を追記するとともに、インターネット上の人権侵害事象への対応の必要性などを明記しました。

今年度は、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されたところであり、有識者会議において、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策について、意見を取りまとめまいります。

また、平成14(2002)年策定の「大阪府在日外国人施策に関する指針」については、庁内各部署と連携し、在日外国人や学識経験者等で構成する「大阪府在日外国人施策有識者会議」において意見を聞きながら、今年度中に改正を行うこととしています。

今後とも、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」を目指して取り組んでまいります。

2023(令和5)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書回答

2-(1)

基本要件

「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

府民文化部長人権局人権擁護課

大阪府では、同和問題の解決に向け、これまでから人権意識の高揚を図り、人権擁護を進めるための「大阪府人権施策推進基本方針」や、人権意識の高揚のための取り組みを具体化する「大阪府人権教育推進計画」に基づき、「総合相談事業交付金」や「人権相談・啓発等事業」の実施など相談体制の充実や教育・啓発に取り組んできました。今後とも、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、必要な工夫や改善を行いながら、同和問題の解決に向けて取り組んでまいります。

2-(2)

「大阪府同和問題解決推進審議会」のより一層の充実を図られたい。

府民文化部長人権局人権擁護課

大阪府同和問題解決推進審議会は、平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申で示された同和問題の解決のための重要事項について調査審議する知事の附属機関として、大阪府同和对策審議会を改組し、平成14(2002)年度に設置したものです。

昨年度、大阪府同和問題解決推進審議会を開催し、今後の同和問題に関する取組みについて、様々な御意見をいただきました。

今後とも、大阪府同和問題解決推進審議会の御意見を踏まえ、効果的な取り組みの推進に努めてまいります。

2-(3)

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。

府民文化部長人権局人権擁護課

簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律の制定については、今後の人権擁護施策を総合的に推進し、人権が尊重される豊かな社会の実現を目指していくうえで大変重要なものであると認識しています。

このような観点から、大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪府の三者、都府県や政令市が参画している「全国人権同和行政促進協議会」の要望により、様々な人権侵害による被害者を救済するための実効性のある法制度を早期に確立するよう、国に求めてきたところです。

引き続き、人権侵害の救済に関する法制度が早期に確立されるよう、国に要望してまいります。

2-(4)

令和3年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

府民文化部長人権局人権擁護課 教育庁人権教育企画課

令和3(2021)年度に大阪府が市町村から報告を受けた等の同和問題に関する差別事象は延べ36件(大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く。)であり、内訳は、インターネットが25件、電話が6件、投書が2件、落書きが1件、発言が1件、その他1件です。

令和3(2021)年度に生じ、大阪府教育庁が把握した同和問題に関する差別事象は3件(大阪市教育委員会・堺市教育委員会分を除く。)です。そのうち、公立学校は3件であり、内訳は、中学校が1件、高等学校が2件で、内容は発言が2件、SNSが1件です。なお、私立学校は0件でした。

2-(5)

「大阪府人権施策推進基本方針」について、昨年12月改正されたが、詳細を明らかにされたい。

府民文化部長人権局人権企画課

「大阪府人権施策推進基本方針」については、令和3(2021)年12月24日に変更しました。

変更にあたっては、現行の府政推進の基本理念(一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現、誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造)は維持しつつ、今日的な時代背景や令和2(2020)年度に実施した大阪府人権問題に関する府民意識調査の結果を踏まえ、性的指向、性自認の課題を追記するとともに、インターネット上の人権侵害事象への対応について、その必要性を明記するなど、記載内容を見直しました。

また、取り組むべき主要課題については、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者など、現行の基本方針で対象としていた人権課題について、これまでの課題に加え、新たに顕在化した課題に対する認識と求められる方策を盛り込むとともに、感染症に関する人権問題や生活困窮(貧困)をめぐり人権課題といった、近年、社会的に注目されるようになった問題についても、新たに取り組むべき課題に位置付けるなど、記載内容の充実を図りました。

引き続き、大阪府人権施策推進基本方針にもとづき、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、人権施策のさらなる推進を図ってまいります。

2-(6)

人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する令和3年度の人権相談の窓口の状況を明らかにされたい。また、その充実にも努められたい

府民文化部長人権局人権企画課・人権擁護課

人権教育・啓発の推進には、その推進体制の整備が重要と考えており、大阪府においては、全庁的な推進組織として「大阪府人権施策推進本部」を設置するとともに、各部署に配置している人権局兼務・併任職員を通じて人権教育・啓発施策の実施状況を人権白書として毎年度取りまとめるなど、緊密な連絡調整を図りながら、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進しているところです。

今後とも、各部署等と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを推進してまいります。

人権相談窓口については、総合相談事業交付金を活用して、住民に身近な市町村において住民ニ

1面から続く

ズに対応した創意工夫を凝らした相談事業が実施されるよう支援しており、平成28(2016)年度から、政令市も交付対象としたところです。

また、人権相談・啓発等事業では、府民向け相談窓口を開設するとともに、市町村の人権相談窓口で対応が困難な相談事案の支援や、市町村の人権相談員等の養成に努めています。

加えて、人権相談に関わる行政機関、公益団体、NPO等の協力を得て、人権相談機関ネットワークを構築し、迅速かつ適切な相談対応ができる環境の整備に努めています。

なお、令和3(2021)年度の総合相談事業における市町村(政令市を含む)の相談件数は38,509件で、うち人権相談は9,271件、人権相談・啓発等事業における相談件数は3,616件となっています。

今後とも、市町村等と連携しながら、人権相談機能の充実に努めてまいります。

2-(7)

職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

府民文化部人権局人権企画課 教育庁教育振興室高等学校課

人権教育・啓発を効果的に推進する上で、それに関わる人材の養成は非常に重要な課題であると認識しており、特に府職員をはじめとする公務員については、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にあることから、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが求められているものと考えています。

職員に対する人権研修については、庁内の階層別センター研修や部局研修の中で、同和問題をはじめとする様々な人権研修を実施しており、さらに、具体的な事例に即して人権問題を学ぶことができる「参加・体験型人権教育教材」を整備する等、より体系的・実践的な人権研修が実施できるよう努めているところ です。

今後とも、人権教育・啓発に関わる人材養成・職員研修に取り組んでまいります。

教職員に対する人権研修については、大阪府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、人権に関するさまざまな研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実に図っております。

2-(8)

「大阪府人権教育推進計画」が本年9月に改定されたが詳細を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権企画課

大阪府では、大阪府人権施策推進基本方針に掲げる基本方向の一つである「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するため、平成17(2005)年3月に大阪府人権教育推進計画を策定し、その後、平成27(2015)年3月及び令和4(2022)年9月に改定を行いました。

昨年の改定では、上記基本方針の変更等を踏まえ、記載内容の見直しを行い、メディア・リテラシーを育成する取組み、ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成、性の多様性の理解増進の取組み、いじめの未然防止の取組みなどについて、新たに記載を追加しました。

2-(9)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条調査結果が令和2年6月法務省により公表されたが、4項目の実態調査での国民意識調査でも「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことは考慮しなければならない。その後、同和問題解決のため、大阪府及び大阪府教育庁が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課

教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課

大阪府では、同和問題をはじめ様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成しています。

「ゆまにてなにわ」は、市町村等の行政機関をはじめ、学校や関係団体等にも広く配布し、人権研修の場等で啓発用資料として活用されています。また、街頭啓発や各種イベントでの配布に加えて、人権局のホームページにも掲載し、府民に対する周知及び啓発に努めています。

また、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」について、パンフレットの配付を行うとともに、ホームページによる広報や条例啓発動画の配信など、条例の周知・啓発に努めています。

さらに、毎年10月を条例啓発推進月間と位置付け、広報誌での情報提供や公共施設・府内主要駅等での啓発ポスターの掲出等、重点的に啓発に取り組んでいます。

今後とも、関係部局や市町村、関係団体等と連携しながら、部落差別解消推進法や大阪府同和問題解決推進審議会の御意見を踏まえ、効果的な啓発活動の実施に努めてまいります。

府立学校については、部落差別解消推進法を踏まえ、差別の解消に向けて、同和教育をはじめとする人権教育の現状と課題について理解を深めるとともに、差別をなくす上での学校の役割、同和問題に関する人権学習の在り方についての認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考えることを目的に「府立学校人権教育研修A」を実施しています。この研修では具体的な実践例や教材の提示を行うことで、各校で行う同和問題解決のための取組みの推進を図っています。

同和問題(部落差別)に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。

内容については、小学校低学年で「うわさや偏見等、同和問題の解決につながる学習」、小学校中学年で「仕事に対する誇りや働く人の思い、職業への偏見のおかしさについて学ぶ学習」、小学校高学年で「差別をなくすために取り組んできた人々の生き方に共感的に理解できる学習」、中学校で「統一応募用紙や違反質問等、就職差別の解決につながる学習」等、発達段階に応じたものです。

今後、教職員が、同和問題(部落差別)を自己の課題としてとらえるため、市町村や学校の研修において、当事者との出会いやフィールドワークを行うよう指導するとともに、充実に努めてまいります。

2-(10)

安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取組みを明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課・労働環境課

大阪府では、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、不安定な就労状態をはじめとする課題の解決に向けた施策を進めるという認識に立ち、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行うなど、雇用・就労が困難な状況に置かれている就職困難者に対する雇用施策を推進しています。

今後とも、国や市町村と連携しながら、雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

就職差別の解消及び公正採用選考制度確立に向けた施策については、大阪労働局との共管事務である公正採用選考人権啓発推進員制度を軸として、「推進員」を対象とした「新任・基礎研修」をほぼ毎月実施しているほか、就職差別撤廃月間(毎年6月)における啓発や、「採用と人権」をはじめとする啓発冊子等の配布により、企業に対して公正採用選考ルールの周知等を行っています。

また、大学等における公正採用選考に反する問題事象を把握・集約するとともに大阪労働局とも連携しながら、当該企業に対して改善を求めるなどの取組みも行っているところです。

今後とも、関係機関とも連携を図りながら公正採用選考ルールの周知等に努めてまいります。

2-(11)

人権センターなどの旧同和地区内施設が、府民に開かれたコミュニティースペースとして活用されるための方向性や取組みについて明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 子ども家庭局子ども青少年課

隣保館(市町の人権文化センター等)は、平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申において「地域から人権尊重の『コミュニティづくり』を進めるための拠点として、一層重要な役割が期待される」とされ、国においては、平成14(2002)年4月に施行された「隣保館設置運営要綱」において「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の相談や人権課題解決のための事業を行う」こととされております。

大阪府では、隣保館は「地域共生社会」の実現に向けても重要な役割を果たす機関であると考えおり、隣保館に求められる役割について、これまで大阪府開催の隣保館職員研修会や市町村地域福祉担当課長会議(令和4(2022)年11月4日 関係隣保館に案内)など様々な機会を通じて周知してきたところです。

今後とも隣保館の運営・事業内容を把握するとともに、地域社会の中で、開かれたコミュニティーセンターとして、幅広く住民等に活用されるよう、市町に対して必要な指導、助言に努めてまいります。

各市町の青少年会館等については平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申において、「今後とも地域住民の自立を支援する拠点として活用するとともに、『コミュニティづくり』の観点から、同和地区内外住民の交流をより一層促進すべきである。」とされております。また、平成20(2008)年の大阪府同和問題解決推進審議会でまとめた「大阪府における今後の同和問題解決に向けた取組みについて」においても、これらの施設を活用したコミュニティづくり等の取組みについて提言されているところです。

大阪府としては、平成22(2010)年4月施行の子ども・若者育成支援推進法の趣旨や、平成27(2015)年4月施行の、ひきこもりやニート等を含めた生活困窮者の自立の促進を図る生活困窮者自立支援法を踏まえ、市町、NPO等、関係機関による地域の支援ネットワークにおいて、青少年会館等が地域における青少年支援の拠点施設としてその機能を発揮していけるよう、市町等に対して必要な助言に努めてまいります。

2-(12)

校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

教育庁市町村教育室小中学校課・教育振興室高等学校課

「平成18(2006)年度大阪府学力等実態調査」の結果、対象地域に居住する児童生徒の正答率は大阪府全体の平均を下回っていること、無解答率は大阪府全体の平均を上回っていること、また、家庭学習習慣や生活習慣の定着に課題があることなどが明らかになっております。

これらの課題を解決するために、大阪府教育庁は、一般施策として平成20(2008)年度からは「少人数・習熟度別指導」の充実に取り組んでおります。あわせて、放課後等の学習の場を広げる「おおさか・まなび舎事業」、授業改善を支援する「学習指導ツール開発実践事業」、学力向上に積極的に取り組む市町村や学校を支援する「市町村支援プロジェクト事業」等に取り組んでまいりました。

平成22(2010)年度から3年間、全体的な組織体制を確立し、積極的に取組む中学校に対して所要人員を配置する学力向上プロジェクト支援事業を実施し、加えて、平成23(2011)年度から2年間は、特に課題の大きな小・中学校に対し、大阪府教育庁と市町村教育委員会とが連携して直接支援活動を行う「学力向上重点校支援プロジェクト事業」を実施してきました。

平成25(2013)年度からは、学校全体で組織的に取り組む中学校に必要な人材を配置し、市町村教育委員会との連携のもと支援を行う「スクール・エンパワーメント推進事業」を実施し、平成29(2017)年度からは、事業対象を小学校にも拡大しています。市町村が事業実施後の成果を域内に広げるとともに、大阪府教育庁として各学校の優れた事例を収集しフォーラム等で周知を行っているところです。

生徒の進路状況については、平成25(2013)年2月に「大阪府同和問題解決推進審議会」に報告した平成23(2011)年度実施の「行政データを活用した実態把握」によりますと、大阪市を除く市町立中学校卒業者の高校進学率は、対象地域では96.5%、市町全体では97.5%となっており、市町全体と比べると1.0ポイント低くなっております。大阪府立高等学校卒業者の大学進学率(大学+短大)については、対象地域では29.0%で、大阪府全体では52.4%となっており、大阪府全体と比べると23.4ポイント低くなっております。

大阪府教育庁としては、課題のある生徒に対して、学校が進路保障の観点からきめ細かな進路指導を行えるよう市町村教育委員会への情報提供及び支援に努めてまいりたいと考えております。

2-(13)

同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取組みを明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

同和問題を口実に不当な要求、不法行為等を行うエセ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける要因となっており、同和問題解決のためには早急に排除しなければならない重要な問題であると認識しています。

国においては、法務省において、啓発ビデオや冊子の制作、対応の手引の作成等の取組みがなされているところです。

大阪府としても、大阪法務局が事務局となっている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に参画する等、情報の収集及び迅速な提供に努めているところであり、今後とも、府民の同和問題に対する理解と認識を深め、えせ同和行為を許さないという意識の醸成を図るため、えせ同和行為の排除に努めてまいります。

2-(14)

同和問題の早期解決のための総合調整機能を有する機関等の設置状況を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

平成13(2001)年の大阪府同和对策審議会答申では「同和問題解決のための施策の推進にあたっては、各部局の有機的連携のもと、全庁的な取組みが必要」と示されており、大阪府では、これまでから、総合調整機能を有する組織として人権局及び人権教育企画課を設置するとともに、各部局に人権局兼務・併任職員を配置してきました。

今後とも、兼務職員制度を活用し総合調整機能を発揮できるよう努めてまいります。

2-(15)

同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権擁護課

平成20(2008)年大阪府同和問題解決推進審議会提言では、「府民の信頼と理解のもとで、同和問題解決に向けた実効ある取組みを推進していく必要がある」と示されています。また、部落差別解消推進法第3条第2項においても、地方公共団体の責務として、「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められているところです。

厳しい財政状況の下ではありますが、今後とも大阪府同和問題解決推進審議会の御意見なども踏まえながら、同和問題の解決のための効果的な取組みの推進に努めてまいります。